



2023年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
代 表 者 名 代表取締役社長 田 中 讓 治
(コード番号：7345 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 島 田 和 紀
(TEL. 045-329-7150)

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年6月28日開催予定の第18回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせ申し上げます。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社取締役(監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、中長期的な企業価値向上に向けた取組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内としてご承認をいただいております。本株主総会では、上記の報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の導入

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度において対象取締役は、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額38百万円以内（そのうち監査等委員である取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額8百万円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員でない取締役については指名報酬諮問委員会の諮問・答申を経て取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年76,000株以内（そのうち監査等委員である取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年16,000株以内。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

3. 本制度の従業員等への適用

本株主総会での対象取締役に対する本制度の新たな導入についてご承認いただけましたら、当社の執行役員及び従業員に対してもおおむね同様の制度を導入する予定です。

以上